

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市東区北丘珠4条4丁目3番12号
 名称 北清商事株式会社 代表取締役 大作 桂範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 平成29年 6月20日
 許可の有効年月日 平成34年 6月19日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物を含むものは、カ、ソ、スに限る。）

ア 燃え殻	サ ゴムくず
イ 汚泥	シ 金属くず
ウ 廃油	ス ガラスくず、コンクリートくず(物藤 藤又線出併って生地の線。)及び陶磁器くず
エ 廃酸	セ 鋳さい
オ 廃アルカリ	ソ がれき類
カ 廃プラスチック類	タ 動物のふん尿 (畜産に係るものに限る)
キ 紙くず (梱包記載されているものに限る)	チ 動物の死体 (畜産に係るものに限る)
ク 木くず (梱包記載されているものに限る)	ツ ばいじん (法で規定される場から発生し、集じん機で集められたものに限る)
ケ 繊維くず (梱包記載されているものに限る)	
コ 動植物性残さ (梱包記載されているものに限る)	

(2) 積替え又は保管の有無 有 (上記1 (1) イ、カ、シ、ス)に限る。)

2 積替え又は保管に関する事項

場所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
東区北丘珠4条4丁目 3番12号	2.10 m ²	4.12 m ³	—	廃OA機器、廃家電品 (上記1 (1) カ、シ、ス)に限る。
	1.00 m ²	0.70 m ³	—	廃タイヤ (上記1 (1) カ、シ)に限る。
	0.07 m ²	0.04 m ³	—	廃乾電池 (上記1 (1) イ、シ)に限る。
	1.50 m ²	0.90 m ³	—	廃蛍光管 (上記1 (1) シ、ス)に限る。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 6月20日 新規許可
 平成14年 6月20日 更新許可
 平成19年 6月20日 更新許可
 平成19年 7月 3日 変更許可 (廃OA機器、廃家電品、廃タイヤ、廃乾電池、廃蛍光管の積替え保管の追加)
 平成24年 6月20日 更新許可
 平成29年 6月20日 更新許可

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。

○動植物性残さ

- ・ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用物。

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。